

報告第10号

令和4年度伊賀市一般会計事故繰越しについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月9日提出

伊賀市長 岡本 栄

令和4年度伊賀市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				説 明		
				支 出 済 額	支 出 未 済 額			既収入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源	
									国県支出金	地方債	その他			
2	総務費	1 総務管理費	伊賀鉄道活性化促進事業	13,856,481	0	13,856,481	0	13,856,481	13,856,481				円	半導体製品の供給遅延により、必要となる機器の調達に遅れが生じたため。
3	民生費	4 児童福祉費	施設改修事業	3,700,000	0	3,700,000	0	3,700,000					円	必要となる部品製造に遅れが生じたため。